

設計評価

【戸建住宅(併用含む)】 (単位:円 消費税別)

延床面積	手数料(円)
～200 m ² 以内	40,000+選択項目数×500
200 m ² 超	55,000+選択項目数×500

【共同住宅等】 A=1タイプ当たりの住戸数で決まる係数 M=住戸数 (単位:円 消費税別)

総住戸数	設計住宅性能評価手数料(円)	
	A	M
～6 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (14,000 + \text{選択項目数} \times 200)$	$\times M$
7～16 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (10,000 + \text{選択項目数} \times 200)$	$\times M$
17～26 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (8,000 + \text{選択項目数} \times 180)$	$\times M$
27～40 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (7,200 + \text{選択項目数} \times 170)$	$\times M$
41～55 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (5,800 + \text{選択項目数} \times 150)$	$\times M$
56～70 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (4,500 + \text{選択項目数} \times 140)$	$\times M$
71～99 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (3,200 + \text{選択項目数} \times 130)$	$\times M$
100～140 戸	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (3,000 + \text{選択項目数} \times 120)$	$\times M$
141 戸～	$A \times \text{タイプ数} \times 36,000 + (2,700 + \text{選択項目数} \times 100)$	$\times M$

【Aの計算例】

住戸数が50戸で住戸のタイプ数が4種類の場合

⇒ $50(\text{戸}) \div 4(\text{タイプ}) = 12.5(\text{戸/タイプ})$

⇒ 以下の表から A=0.45

住戸のタイプ当りの戸数	A
25.0 超 戸/タイプ	0.13
15.0 超～25.0 戸/タイプ	0.25
6.0 超～15.0 戸/タイプ	0.45
2.0 超～6.0 戸/タイプ	0.65
1.0～2.0 戸/タイプ	1.00

建設評価

【戸建住宅(併用含む)】 (単位:円 消費税別)

延床面積	手数料(円)
~200 m ² 以内	85,000 + 選択項目数×500
200 m ² 超	105,000 + 選択項目数×500

【共同住宅等】 N=検査回数 M=住戸数 (単位:円 消費税別)

総住戸数	建設住宅性能評価手数料						
	検査回数	×	基本料	+	住戸基本料	×	M
~6 戸	N	×	30,000	+	7,000	×	M
7~16 戸	N	×	35,000	+	7,000	×	M
17~26 戸	N	×	40,000	+	6,500	×	M
27~40 戸	N	×	45,000	+	6,500	×	M
41~55 戸	N	×	55,000	+	6,500	×	M
56~70 戸	N	×	65,000	+	5,500	×	M
71~99 戸	N	×	70,000	+	5,400	×	M
100~140 戸	N	×	80,000	+	5,200	×	M
141 戸~	N	×	100,000	+	4,500	×	M

N=検査を行う回数は以下の表によります

階	N
3 階以下	3
4 階~9 階	4
10 階~16 階	5

以降 7 階ごとに N は 1 ずつ増加。階数は地階を含みます。

評価項目(10 項目) ○印の項目は必須項目。 ※印の項目は選択項目。

○	1	構造の安定に関すること
※	2	火災時の安全に関すること
○	3	劣化の軽減に関すること
○	4	維持管理・更新への配慮に関すること
○	5	温熱環境・エネルギー消費量に関すること
※	6	空気環境に関すること
※	7	光・視環境に関すること
※	8	音環境に関すること
※	9	高齢者等への配慮に関すること
※	10	防犯に関すること

【特記事項】

1. 建設評価手数料には「指定住宅紛争処理機関」への負担金を含みます。
2. 当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規定」(詳しくはこちら)に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
3. 設計評価を当センター以外で行ったものについての建設評価手数料は、上記表の手数料に1.5を乗じた額とします。
4. 建設評価の料金に限り、建築基準法に基づく確認の検査と同時に当センターに申請される場合は、当該建設評価の料金を10%減じます。
5. 住宅型式認定住宅等については、設計評価料金を20%、建設評価料金を10%減額します。
6. 設計住宅及び建設住宅の評価の変更申請の料金は、上記各項を準用します。但し、当センターで評価を行ったものについては、当該申請料金の1/2とします。
7. 評価書の再交付の料金は1住戸当り¥5,000円(税別)とします。
8. 設計住宅性能評価の評価項目のうち下記の場合は項目の単価を2倍とします。
 - ① 必須項目で「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」を「一次エネルギー消費量等級」で評価する場合
 - ② 選択項目で「音環境に関すること」を選択する場合
9. 以下の場合、別途見積とします。
 - ① 評価項目のうち1項目のみ等級2以上で、それ以外の項目が等級1の場合
 - ② 共同住宅において一部の住戸のみ評価を行う場合
10. 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができることとします。